

家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響を受ける家庭のエネルギー費用負担の軽減を図るため、補助事業者が行う、国の令和7年度補正予算「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）」（先進的窓リノベ2026事業）の交付を受けた広島県内の既存住宅の断熱改修に伴う経費の一部を助成する事業に要する経費について、県は予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者
補助事業を行う者（執行団体）をいう。
- (2) 補助事業
補助事業者が事業者に対して既存住宅における断熱窓への改修に要する経費を補助する事業及び当該補助事業に必要な事務をいう。
- (3) 事業者
既存住宅における断熱窓への改修を行う者（施工事業者）をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内で補助事業を実施することができる法人
- (2) 補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること。
- (3) 日本国内に拠点を有していること。
- (4) 本県からの補助金交付等停止措置又は指名除外措置が講じられている者でないこと。
- (5) 金融機関から取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (7) 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の構成員
 - ② 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又はその構成員を利用している者
 - ④ 暴力団又はその構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又はその構成員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当

しないこと。

(補助金交付の対象等)

第4条 補助事業の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業の内容又は経費の配分の変更(別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による補助事業変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

2 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助事業中止(廃止)承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

3 補助事業の完了期限は、令和9年3月12日までとする。

4 補助事業が期限内に完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第4号による補助事業遅延等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、規則第6条の規定による通知を受けた日から20日以内とする。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

(状況報告)

第10条 規則第10条に規定する状況報告は、知事から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに別記様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第13条 規則第16条第2項に規定する概算払交付請求書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第7条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、交付規則第19条第1項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号による消費税等仕入控除税額の確定報告書1部を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後においても、善良な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、規則第22条第1項第2号及び第3号に規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち事業者、その他の第三者の秘密情報（事業者が取得した研究成果、事業関係者の機密情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(間接補助金交付の際に補助事業者が付すべき条件)

第20条 補助事業者は、事業者に補助金を交付するときは、前条までの規定に準じる条件を付さなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事

が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

別表1 補助金交付の対象等

補助事業		補助率
補助対象 経費の区分	内容	
1 交付業務	補助事業者から事業者への補助金 (補助額/補助率) ・先進的窓リノベ2026事業の交付金額の1/3 または90,000円のいずれか低い額 ・一戸あたりの補助限度額 90,000 円	補助対象経費の 10/10
2 管理業務 申請書の受理 審査 支払業務 事業の広報 その他管理運営 事業	(1)人件費 (2)謝金 (3)旅費 (4)会議費 (5)賃借料 (6)通信運搬費 (7)消耗品費 (8)雑役務費 (9)委託費 (10)広報・周知費 (11)その他の経費 (12)一般管理費 ※補助事業の実施に直接必要と判断しがたい消耗品等(例:新聞・雑誌の定期購読、日用品等)は補助対象とはならない。	補助対象経費の 10/10 上限額: 50,000 千円
合計		上限額: 860,000 千円

別表2 軽微な変更

軽 微 な 変 更	
経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。 2 別表1に掲げる補助対象経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費を変更しようとする場合。	規則第3条の規定により提出する事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合。

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付申請書

家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業の開始及び完了予定日

補助事業開始日 令和 年 月 日

補助事業完了日 令和 年 月 日

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

	区 分	金 額
(1)	補助事業に要する経費	円
(2)	補助対象経費	円
(3)	補助金交付申請額	円

(注1) 補助対象経費＝補助事業に要する経費－消費税等の仕入控除税額

(注2) 補助金交付申請額は、千円未満の端数金額を切り捨てること。

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 実施体制図（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 補助事業者概要

名称		創業・設立	年 月創業・設立
本社所在地	〒	資本金	千円
		従業員数	人
業種			
事業内容			

2 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）

（1）補助事業の実施方法	
具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。	
（2）実施体制	
*実施責任者の略歴、従業員数等及び実施者の業務内容 *委託を予定しているのであればその内容（申請者自身が行う業務内容（企画、立案及び業務管理部分については申請者自身が行う必要がある）、相手先の名称、相手先の選定方法、予定金額等も含む）を、別紙を参考に提出してください。	
（3）事業計画概要	
（4行程度で簡潔に記載してください。）	

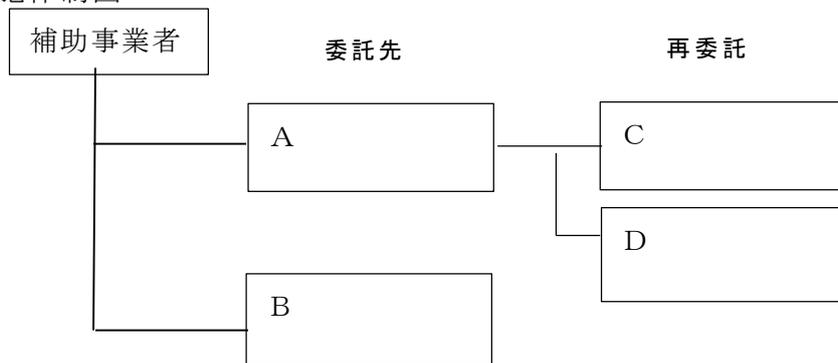
※上記の内容が含まれている場合は、任意の様式での提出も可能です。その場合には「別添のとおり」と記載の上、内容が分かる書類を提供してください。

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約）

事業者名	関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
A	委託先	広島県〇〇	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細 に記入のこと
B	委託先		〃	〃
C	再委託先（A の委託先		〃	〃
D	再委託先（A の委託先		〃	〃

実施体制図



広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けた補助事業を次のとおり変更したいので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙1 事業変更計画書及び別紙2 経費配分変更書のとおり

事業変更計画書

事業名	変更前の内容	変更後の内容	変更理由
1 交付業務			
2 管理業務			

経費配分変更書

(単位：円)

事業区分	補助事業に要する経費		補助対象となる経費		補助金交付申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 交付業務							
2 管理業務							
合計							

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けた補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により承認を申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止年月日）

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けた補助事業について、次のとおり遅延等があったので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第7条第4項の規定により報告します。

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号により交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第11条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

- 1 事業実績
別紙1 事業実施報告書のとおり
- 2 補助事業費
別紙2 補助金支出表のとおり

(注) 補助事業の完了期限は、令和9年3月12日まで

補助金支出表

(単位：円)

事業区分	補助金交付 申請額 ①	実績額		残額 ①-②	備考
		補助事業に 要した経費	補助対象とな る経費②		
1 交付業務					
2 管理業務					
合 計					

経費区分及び内訳	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助金交付申請額
1 交付業務			
2 管理業務（一般管理を除く）			
(1)人件費 (2)謝金 (3)旅費 (4)会議費 (5)賃借料 (6)通信運搬費 (7)消耗品費 (8)雑役務費 (9)委託費 (10)広報・周知費 (11)その他の経費			
2 管理業務（一般管理費）(〇%)			
合 計			

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第12条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	今回請求額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

※「口座名義」が補助事業者と異なる場合には、委任状（様式任意）を提出してください。

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業について、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第13条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	今回請求額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

※「口座名義」が補助事業者と異なる場合には、委任状（様式任意）を提出してください。

[添付資料]

概算払請求額算出基礎資料

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金額の確定通知のあった補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第16条の規定により、報告します。

- | | |
|---|----------|
| 1 補助金額（広島県補助金等交付規則第13条の規定により知事が確定し、通知した額） | _____円 |
| 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 | _____円 ① |
| 3 消費税額及び地方消費税額確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | _____円 ② |
| 4 補助金返還相当額（②－①） | _____円 |

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（注2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

別記様式第9号

取得財産等管理台帳 (令和 年度)

(単位：円)

財産名	規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

- (注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- (注2) 取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。
- (注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- (注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

広島県知事様

所在地
団体名
代表者名

家庭におけるエコ窓普及促進補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次の財産を処分したいので、家庭におけるエコ窓普及促進補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により、承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由